

茨木労働基準監督署発表
令和7年2月13日

茨木労働基準監督署
072-604-5308

労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な時間外労働を行わせ、割増賃金を支払わなかった疑い)

令和7年2月13日、茨木労働基準監督署(署長 おかざき たかゆき 岡崎 隆之)は、下記のとおり、仲総合給食株式会社ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

なかそうごうきゅうしょく
仲総合給食株式会社 ほか1名
本店所在地 吹田市江坂町
事業内容 仕出し弁当の販売

2 違反条文等

労働基準法違反
労働基準法第32条第1項、第2項
労働基準法第37条第1項
労働基準法第119条第1号(罰則)
労働基準法第121条(両罰)

3 事件の概要

仲総合給食株式会社ほか1名は、令和6年4月21日から令和6年5月20日までの間、

- 第一 労働者4名に、36協定の締結・届出なく違法な時間外労働を行わせ、
第二 労働者4名に、法定の労働時間を延長して労働させながら、延長した時間が1箇月に60時間までの労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金、1箇月に60時間を超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金をその所定支払日である令和6年5月31日に支払わなかった

ものである。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

○労働基準法(抄)

(労働時間)

第 32 条第 1 項

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない。

第 32 条第 2 項

使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について 8 時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第 36 条第 1 項

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(割増賃金)

第 37 条第 1 項

使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条第 4 項、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 6 項、第 37 条、第 39 条(第 7 項を除く。)、第 61 条、第 62 条、第 64 条の 3 から第 67 条まで、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 80 条、第 94 条第 2 項、第 96 条又は第 104 条第 2 項の規定に違反した者

(両罰規定)

第 121 条第 1 項

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。